

資料編

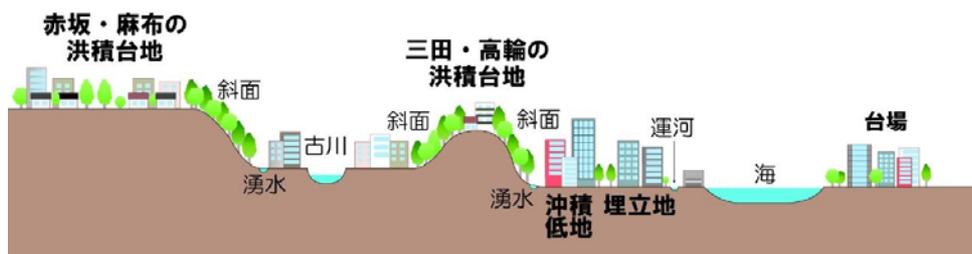
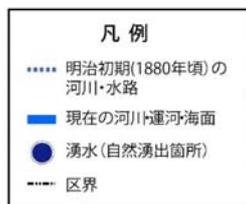
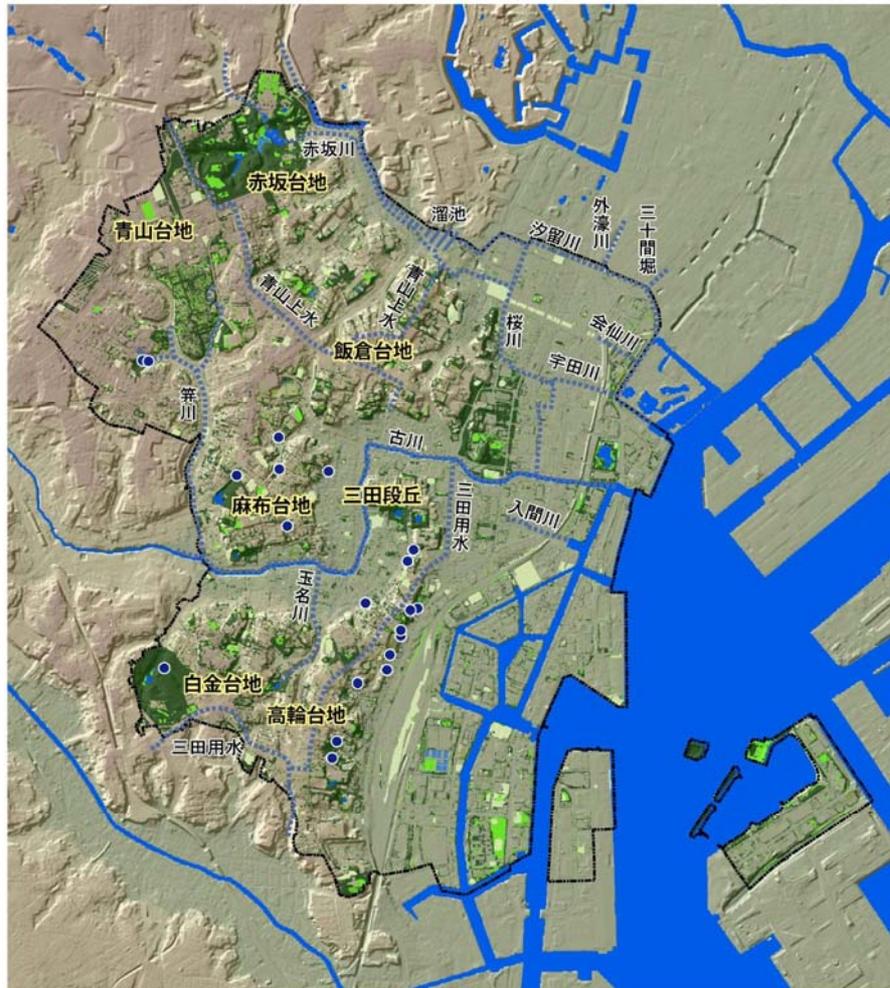
目次

1 港区の生物多様性の概要	資-1
(1) 港区の地形.....	資-1
(2) 港区の自然環境.....	資-2
(3) 港区の生きもの.....	資-4
(4) 暮らしと文化、自然の変遷.....	資-6
2 港区が行っている生物多様性に関連する主な取組	資-8
目標1「生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している」に関わる取組.....	資-8
目標2「生物多様性に配慮した暮らし・仕事が営まれている」に関わる取組.....	資-9
目標3「自然や生きものと共存できるまちづくりが進んでいる」に関わる取組.....	資-10
目標4「地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている」に関わる取組.....	資-11
生物多様性に関連のある学習施設.....	資-12
3 港区生物多様性地域戦略の見直し経過	資-13
(1) 見直し経過.....	資-13
(2) 港区緑と水の委員会.....	資-14
(3) 港区みどりの検討委員会.....	資-17
4 参考になるウェブサイト	資-20
5 用語解説	資-21

1 港区の生物多様性の概要

(1) 港区の地形

港区は、西側の台地から海岸線の埋立地まで高低差があるなど、起伏に富んだ複雑な地形を形成しています。また、斜面の下部には、各所で湧水も見られます。

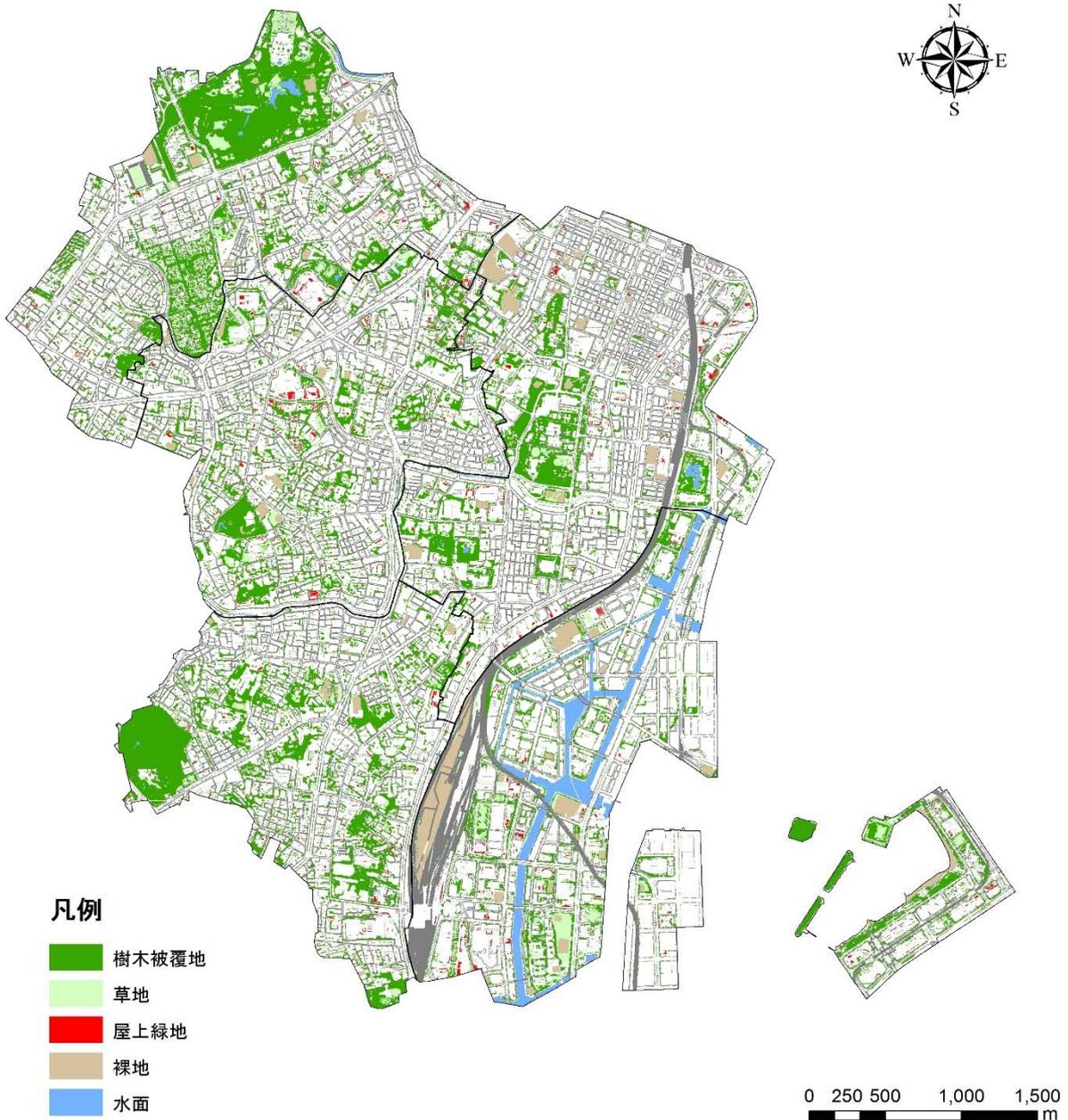


「港区みどりの実態調査(第9次)」(港区, 2017)をもとに、河川に関する参考文献として「川の地図辞典 補訂版 江戸・東京/23区編 三訂版」(菅原健二, 2008)を参照し作成

図 資 1-1 港区の地形・水系と湧水の自然湧出箇所

(2) 港区の自然環境

港区には、樹林や草地、池、川、海など、様々な環境があります。特に樹林や草地といった緑が多いことが特徴としてあげられ、こうした緑地の面積比を示す緑被率は21.78%を占め、港区全域の約5分の1は緑で覆われていることになります。



「港区みどりの実態調査（第9次）」（港区，2017）より
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
（承認番号 29都市基交著第189号）

図 資 1-2 港区の緑被地等分布図

<p>【樹林】 樹林は、公園や庭園、神社、斜面地などで見られます。清掃が行き届いている公園や庭園では、高木、亜高木、低木及び草本といった階層構造が発達しませんが、あまり手の入っていない社寺林や斜面林は、落ち葉や枯れ枝が地面に積もり、タネから芽生えた木がそのまま残っているところがあります。また、自然教育園には自然のままの樹林が残っています。このような自然のままの樹林は、都会の生きものの貴重な生息拠点となっています。</p>	 <p>高輪森の公園</p>
<p>【草地】 草地は、公園や大学の平地やグラウンド脇、墓地、学校の屋上などで見られます。港区全体に占める面積は2%と少なく、ほとんどの草地は、草丈が低く生きものが暮らしにくい芝地となっています。 亀塚公園の草地は、ビオトープとして管理されており、都心では珍しくなったカントウタンポポの保全活動を行っています。</p>	 <p>亀塚公園の草地</p>
<p>【池】 公園や寺社に、古くから残っている池が見られます。いずれも周囲の川や池とのつながりがなく、閉鎖的な水域となっています。またほとんどの池は湧き水の供給が十分でなく、雨水での更新しかないので、水質が良好とはいえない場所が多いのが現状です。しかし、水辺環境の少ない都市部においては、こうした池も貴重な生息環境となっています。</p>	 <p>有栖川宮記念公園の池</p>
<p>【河川】 港区の代表的な河川は古川です。延長は4.35kmで、新宿御苑、明治神宮の池を主な水源とし、港区を横断する形で東京湾に注ぎます。近代の治水対策で両岸が垂直護岸となり、高度成長期には川の上に高速道路が建設されたため、日当たりが悪く生きものが暮らしにくい環境になっています。それでも天現寺付近の古川は、高速道路による日照障害のない区域が断続的に現れます。</p>	 <p>古川（天現寺付近）</p>
<p>【運河】 運河は港区を代表とする地形のひとつです。港区には13の運河があり、幅は15～160mと様々で、全て垂直護岸になっています。運河は、1910年代に始まった埋め立てとともに造られ、荷物運搬用の船舶や釣り舟の通り道として、今も機能しています。</p>	 <p>高浜運河</p>
<p>【海】 東京湾に面する港区は、かつては目の前に干潟が広がっていましたが近代になって埋め立てられ、波打ち際は垂直護岸となり、干潟や自然の海岸線はなくなりました。しかし1970年代、台場地区に自然海岸を模した砂浜と磯浜が造成され、再び多くの生きものが見られるようになりました。</p>	 <p>お台場の海</p>

(3) 港区の生きもの

【港区で確認されている生きもの】

平成 20 年（2008 年）～21 年（2009 年）に、区内の主要な 44 か所の緑地や水域を対象に実施した「港区生物現況調査（第 2 次）」※1により、2,171 種の生きものが確認されました。

ハシブトガラスなどの都市に適応した種や外来種が多い一方で、広い緑地が必要な種がほとんど見つかっていないといった傾向があり、都市の生物相によくみられる特徴となっています。

表 資 1-1 港区で確認された生きもの

分類群	種数	レッドリスト 掲載種※2	外来種
植物（維管束植物）	640	19	147
コケ（蘚苔類・地衣類）	90	—	1
きのこ（担子菌類）	54	—	—
海藻・海草	13	1	—
鳥類	77	27	3
ほ乳類	3	—	1
は虫類	9	5	1
両生類	3	2	1
昆虫類・クモ類	724	11	16
土壌動物（ミミズ、ヤスデ、ムカデなど）	199	1	5
魚類（池と川）	31	7	9
魚類（東京湾と運河）	47	11	1
底生動物※3（池と川）	146	9	13
底生動物（東京湾と運河）	135	5	14
合 計	2,171	98	212

「港区生物現況調査（第 2 次）報告書」（港区，2010）のデータを元に作成

※1 赤坂御用地と自然教育園の現地調査は実施していません。

※2 レッドリスト掲載種：本戦略では、環境省および東京都のレッドリストに掲載されている全ての種。なお、種数は、平成 22 年（2010 年）時点で掲載されていたものをあげています。〔レッドリスト：資料編 用語解説（資-26）参照〕

※3 底生動物：水の中で生活する生きもののうち、岩などにくっついたり、泥の中に潜ったり、底をはい回るなど、水底から離れずに生活する動物のこと。貝やエビ、カニのほか、ヤゴやボウフラといった水生昆虫もこれにあたります。

【レッドリスト掲載種】

「港区生物現況調査（第2次）」では、環境省及び東京都のレッドリスト(RL)に掲載されている種も多く確認されました。この中には、ニホンウナギなどの絶滅危惧種^{※1}も含まれています。



ニホンウナギ
(環境省 RL：絶滅危惧ⅠB類)



キンラン
(環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類)



ハヤブサ
(環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類)

【外来種】

「港区生物現況調査（第2次）」では、多くの外来種も確認されました。この中には、外来生物法^{※2}により特定外来生物に指定されているオオクチバスやブルーギル、生態系被害防止外来種リスト^{※3}により緊急対策外来種に指定されているアメリカザリガニ、重点対策外来種に指定されている外来タンポポも含まれています。



ブルーギル
(特定外来生物、緊急対策外来種)



アメリカザリガニ
(緊急対策外来種)



外来タンポポ
(重点対策外来種)

※1 絶滅危惧種：絶滅のおそれのある種 [資料編 用語解説 (資-24) 参照]

※2 外来生物法：正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といいます。
[資料編 用語解説 (資-22) 参照]

※3 生態系被害防止外来種リスト：正式名称は「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」といいます。 [資料編 用語解説 (資-23) 参照]

(4) 暮らしと文化、自然の変遷

港区における人類の活動の最古の痕跡は、旧石器時代の地層から発見されています。それ以降現在に至るまで、生物多様性の恵みに支えられながら人々は生活して来ました。

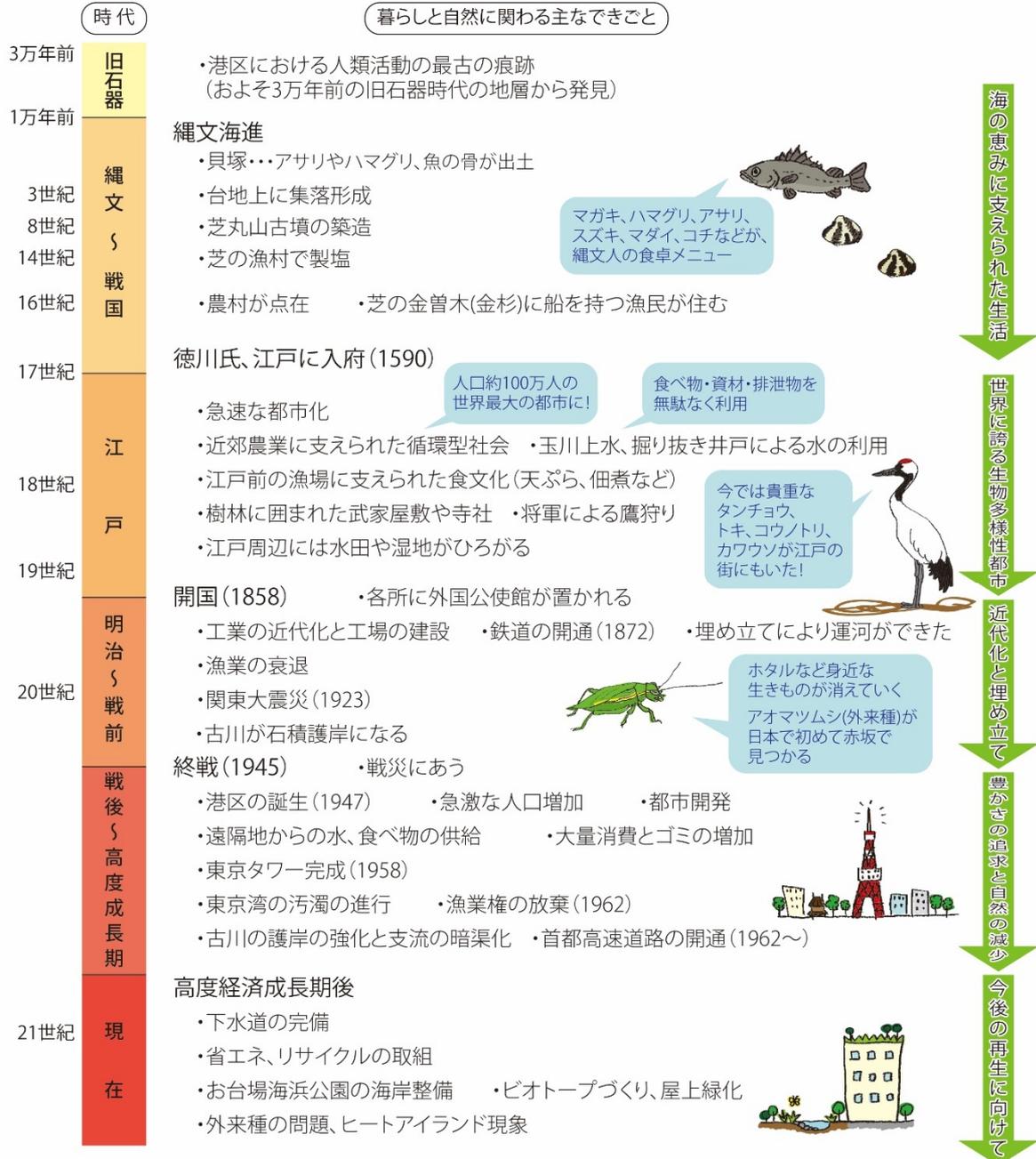


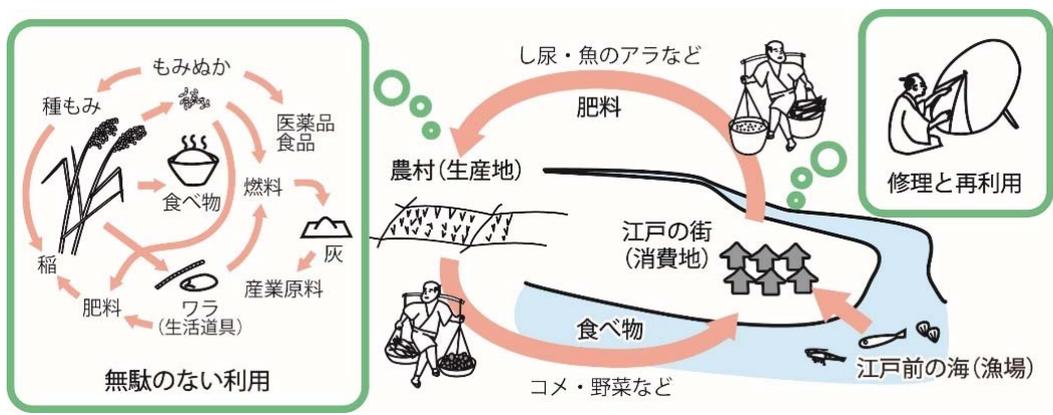
図 資 1-3 港区の暮らしと文化、自然の変遷

【暮らしと文化、自然の変遷に関する主な参考文献】

- アズビー・ブラウン(著)幾島幸子(翻訳), 2011. 江戸に学ぶエコ生活術. 阪急コミュニケーションズ, 東京.
- 石川英輔, 2008. 江戸時代はエコ時代. 講談社, 東京.
- 貝塚爽平, 2011. 東京の自然史. 講談社, 東京. 品田穰, 1974. 都市の自然史. 中央公論社, 東京.
- みなと区政要覧 平成12～13年度版. 港区のおいたち.
- ロバート・フォーチュン(著), 三宅馨(訳), 1997. 幕末日本探訪記江戸と北京. 講談社, 東京.
- 安田就視・平成広重ラボラトリー, 2009. 江戸・東京百景広重と歩く. 角川グループパブリッシング, 東京.
- 鷺谷いづみ, 2004. 自然再生—持続可能な生態系のために—. 中央公論新社, 東京.

特に、江戸時代においては、港区域を含む江戸の街は、当時、世界最大の都市であったといわれている一方で、周辺の農村地域に支えられた循環型社会（下図）を実現していたことや、世界有数の景観の美しさを持っていたことなどが数々の資料によって残されており、生物多様性の先進都市であったことがうかがい知れます。明治以降、近代化の進んだ港区では、経済活動と引き替えにこうした循環型社会は見られなくなり、多くの自然環境も失われました。現在では、ビオトープづくりなどによる緑地の創出やお台場における海岸の自然再生、大気・水質の浄化の取組などにより、環境は徐々に改善されつつあります。しかしながら、外来種の問題や食料・エネルギー等の遠隔地からの依存、ヒートアイランド現象など、解決すべき問題も多く抱えています。

江戸時代（循環型社会が形成されていた）



現在（食料・エネルギー等を遠隔地から依存している）

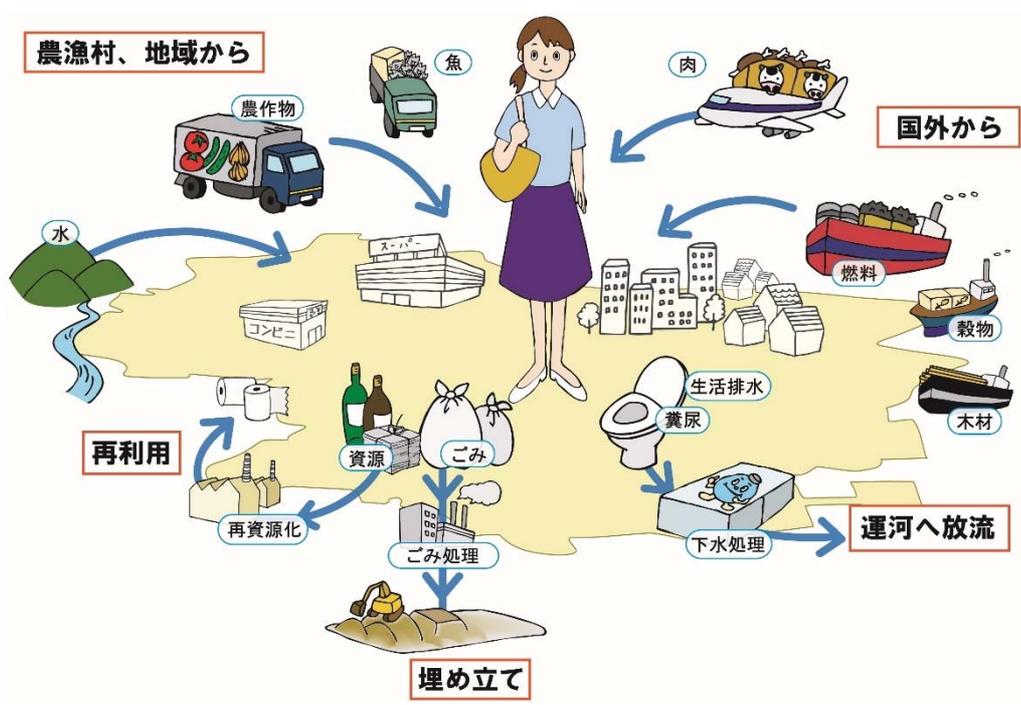


図 資 1-4 江戸時代と現在における物資の流れ（イメージ）

2 港区が行っている生物多様性に関連する主な取組

目標1「生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している」に関わる取組

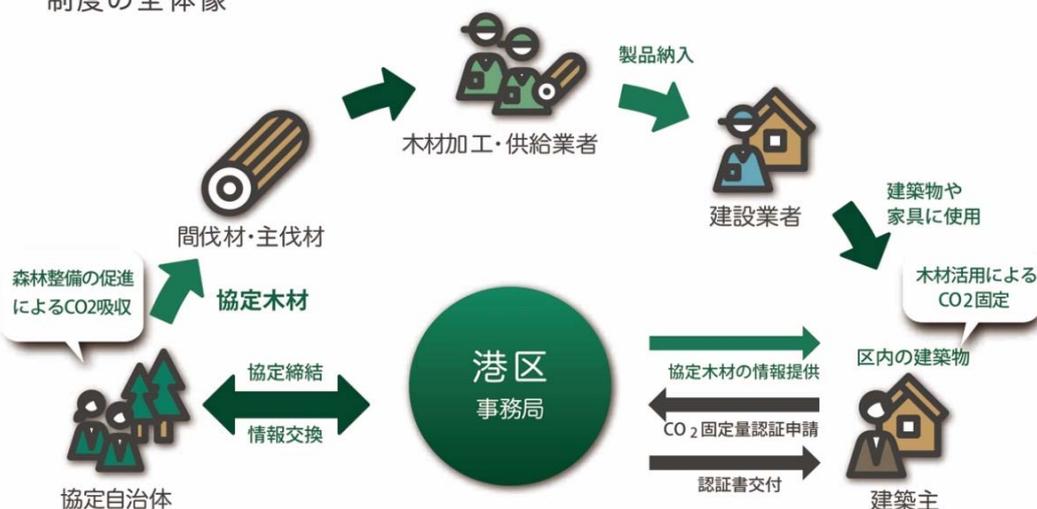
<p>「みなと区民の森づくり」</p> <p>長く手つかずだったあきる野市の森を借り受け、整備しています。森を元気にすることで、森が二酸化炭素を吸収する量を増やすことができます。また、みなと区民の森とその周辺の里山や溪流などを活用して、植樹体験や間伐体験、自然観察体験などの環境学習を実施しています。</p>	
<p>「お台場ふるさとの海づくり事業」</p> <p>お台場学園港陽小学校の授業等で、地引網による水生生物の観察をしたり、保護者や地域の方々と協働でお台場海苔づくり等に取り組んでいます。</p>	
<p>「芝浦公園の田んぼ」</p> <p>芝浦公園に田んぼを設置し、田植え体験や稲刈り体験などを実施しています。</p>	
<p>「エコライフ・フェア MINATO」</p> <p>子どもから大人まで、環境問題について楽しく学べるイベントです。環境に配慮した取組をする団体の活動紹介やワークショップ、ステージイベント、エコクイズラリー等で、生活に役立つ環境に関する情報を紹介します。</p>	
<p>「運河学習」</p> <p>芝浦港南地区総合支所では、東京海洋大学と協働で、港南中学校の生徒を対象として、水質検査や生物調査等の運河学習を行っています。芝浦西運河の芝浦アイランド西岸には「カニ護岸」と呼ばれるカニが生息できるように自然に近い形に工夫された護岸や潮溜まりが造成されていて、運河に生息する生きものを観察することができます。</p> <p>(写真：芝浦西運河のカニ護岸と潮溜まり)</p>	

目標2 「生物多様性に配慮した暮らし・仕事が営まれている」に関わる取組

「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」

区内建築物での国産木材の使用を促し、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証します。区内の二酸化炭素固定量を増やすとともに、国内の森林整備の推進と森林の二酸化炭素吸収量の増大に寄与し、地球温暖化防止に貢献することを目的としています。本制度では、区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体（協定自治体）から産出された木材（協定木材）の使用を促します。

制度の全体像



「緑のカーテンプロジェクト」

ゴーヤ等のつる性植物で、夏の強い日差しを和らげる緑のカーテンを育成します。遮熱と葉の蒸散作用による建物温度の上昇抑制、冷房負荷の低減効果が見込めます。区有施設で実施するほか、緑のカーテンの家庭への普及を図るため、区民を対象とした講習会の開催及びつる性植物の苗の配布を実施しています。



「みんなと3R活動」

限られた資源を大切に使うことは、原産地の自然を守ることに繋がります。循環型社会をめざし、「ごみを減らす」という意味の Reduce（リデュース）、「繰り返し使う」という意味の Reuse（リユース）、「資源として再利用する」という意味の Recycle（リサイクル）の3Rを推進するために、区民、事業者と港区が協働で取り組んでいます。



目標3 「自然や生きものと共存できるまちづくりが進んでいる」に関わる取組

<p>「港区緑と生きもの観察会・調査会」</p> <p>区民が、生物多様性を身近に感じるきっかけづくりとして、身近な公園や水辺などで生きものについて調べ、学んでいます。</p> <p>(写真：鳥の島船上バードウォッチング)</p>	
<p>「自然の状態を調べる調査」</p> <p>港区生物現況調査、港区みどりの実態調査、古川・運河の水質調査など、様々な調査を行っています。</p>	
<p>「亀塚公園ビオトープ」</p> <p>23区内では希少なカントウタンポポを守るため、植生管理や調査を行っています。自然環境の保全と活用のバランスに配慮しながら、区民が身近にある希少な自然を実感できる場を提供しています。</p>	
<p>「保護樹木・樹林の指定・補助事業」</p> <p>身近にある大切な自然を守るため、保護樹木や保護樹林を指定し、所有者又は管理者に管理費の助成を行っています。</p> <p>(写真：赤坂氷川神社)</p>	
<p>「港区みどりの街づくり賞」</p> <p>環境や生物多様性に配慮した優れた緑化計画を行い、その緑地を維持している区民や事業者を表彰しています。</p> <p>(写真：平成29(2017)年度港区みどりの街づくり賞受賞 AZABU GARDENS WEST)</p>	
<p>「カルガモの人工巣」</p> <p>芝浦西運河の渚橋近くに、カルガモのための人工巣を設置しています。毎年5月下旬頃にはカルガモの赤ちゃんが誕生し、カルガモ親子の子育て風景を見ることができます。</p>	

目標4 「地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている」に関わる取組

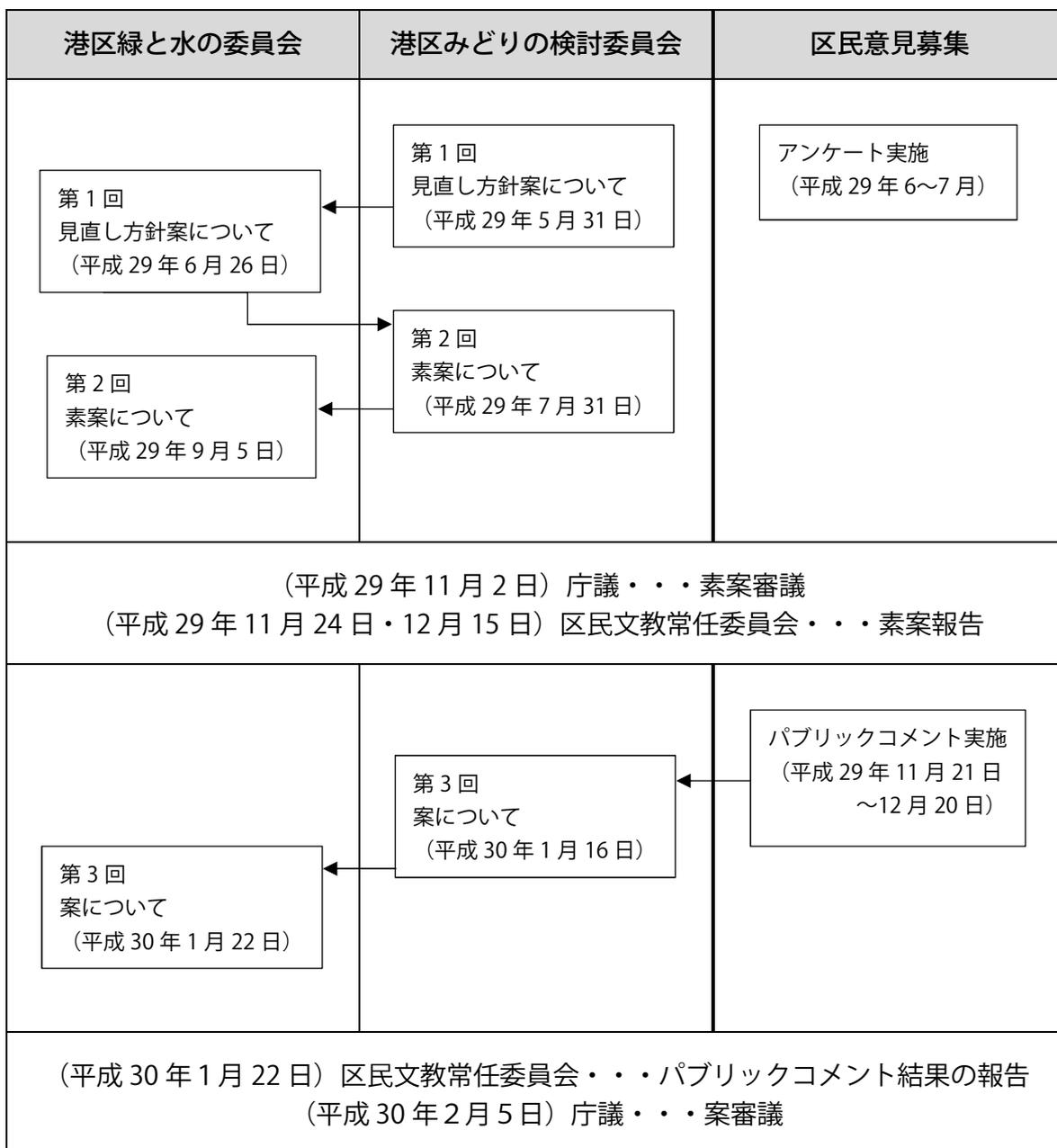
<p>「みなと環境にやさしい事業者会議（mecc）」</p> <p>事業者、区民及び区が連携し、環境保全の取組を発信する新しい協働の場として設立された任意団体です。</p>	 <p>みなと環境にやさしい事業者会議 mino eco-conscious consortium</p>
<p>「生物多様性みなとネットワーク」</p> <p>身近な自然や地球上の自然資源を守り、未来に引き継ぐため、生物多様性に関する自主活動に取り組んでいる個人・団体が情報を共有して、お互いに連携・協働できることを目的に作られた組織です。</p>	
<p>「みなと森と水会議」</p> <p>都市生活者である区民が森の役割や森がもたらす豊かな恵みについて学ぶことを目的とし、親子向けワークショップ、全国各地の国産木材に関する協定自治体の特産品等の展示会及び首長による会議（森と水サミット）等を開催しています。</p>	
<p>「生物多様性自治体ネットワーク」</p> <p>生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について、自治体が相互に情報発信を行うとともに、「国連生物多様性の10年日本委員会」の構成員として、参加団体相互の連携・協働を図るためのネットワークです。港区も参加しています。</p>	
<p>「港区アドプト・プログラム」</p> <p>アドプトとは「養子にする」という意味です。区が維持管理する道路・公園等を「養子」に見立て、地域住民や企業等が構成する団体等が『里親』となって港区と協定を結び、道路や公園等の清掃や草花の管理などの維持管理を、協働で行う事業です。アドプト・プログラムをとおして道路・公園等が地域コミュニティの場となり、活動する人だけでなく利用する人にも愛され、親しまれていくことを目的としています。</p>	
<p>「知生（ちい）き人養成プロジェクト」</p> <p>地区内にキャンパスを有する大学等と連携し、多様な知識を習得できる学びの場を提供していきます。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、地域の歴史等をテーマとする講座やワークショップ等を開講することで、地域の魅力を伝える人材の育成を支援します。</p>	

生物多様性と関連のある学習施設

<p>「港区立エコプラザ」</p> <p>「低炭素社会」、「自然共生型社会」、「循環型社会」のテーマを柱とし、身近なエコ活動から地球規模のテーマまで幅広く紹介することで、利用者が気軽に学習できる環境学習施設です。みなと区民の森の間伐材等を内装材や家具に使用し、木の香りに包まれた施設です。</p>	
<p>「港区立麻布図書館」</p> <p>平成 26（2014）年 7 月にリニューアルオープンしました。生物多様性に関する情報発信・学習拠点として、図書館 3 階に生物多様性に関する書籍を集めた特設コーナーが常設されているほか（写真：上）、生物多様性講座も随時開催されています。また、机や椅子などは国産の木材が使われているほか、建物外壁には緑化も施されています（写真：下）。</p>	 
<p>「独立行政法人 国立科学博物館附属自然教育園」</p> <p>約 20ha の園内では、1,473 種の植物、約 2,130 種の昆虫、約 130 種の鳥類など、多くの生きものが記録されています。都市にあって豊かな自然が体験できます。カワセミの生態を学ぶ学習会などのイベントも行われています。</p>	
<p>その他関連施設</p> <p>「港区立郷土歴史館」・・・歴史・文化の資料展示</p> <p>「東京海洋大学 マリンサイエンスミュージアム」・・・海洋生物の標本などの展示施設</p> <p>「東京都食肉市場 お肉の情報館」・・・都民の食生活を支える食肉市場を知るための施設</p> <p>「北里大学東洋医学総合研究所 東洋医学資料展示室」・・・</p> <p style="text-align: center;">植物、動物、鉱物といった漢方薬の原材料の展示施設</p> <p>「財団法人味の素食の文化センター」・・・食文化の展示施設・図書館</p>	

3 港区生物多様性地域戦略の見直し経過

(1) 見直し経過



(2) 港区緑と水の委員会

①構成

委員会 役職	氏名	役職名等	備考
委員長	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学 教授	学 識 経 験 者
副委員長	河野 博	東京海洋大学 教授	
委員	宮本 仁志	芝浦工業大学 教授	
委員	村上 暁信	筑波大学大学院 教授	
委員	山崎 誠子	日本大学短期大学部 准教授	
委員	加生 武秀	区民	区 民 及 び 事 業 者
委員	芳賀 勲	区民	
委員	山田 淳平	区民	
委員	津浦 明博	事業者 (生物多様性みなとネットワーク推薦) 日本電気株式会社	
委員	峰崎 善次	事業者 (みなと環境にやさしい事業者会議推薦) 森ビル株式会社	

委員任期：平成 28 年（2016 年）9 月 1 日～平成 30 年（2018 年）8 月 31 日

②設置要綱

港区緑と水の委員会設置要綱

平成21年7月15日

21港環環第488号

(設置)

第1条 港区みどりを守る条例(昭和49年港区条例第29号)及び生物多様性基本法(平成20年法律第58号)第五条に基づき、港区における緑と水及び生物多様性に関する施策を総合的に推進するため、港区緑と水の委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 港区緑と水の総合計画の改定に関すること。
- (2) 港区緑と水の総合計画の推進に関すること。
- (3) 港区生物多様性地域戦略の改定に関すること。
- (4) 港区生物多様性地域戦略の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者で区長が委嘱する委員10人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区民及び事業者 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者のうちから委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境リサイクル支援部環境課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境リサイクル支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 港区生物多様性推進委員会設置要綱（平成 24 年 8 月 15 日 24 港環第 1616 号）は、廃止する

(3) 港区みどりの検討委員会

①構成

委員会役職	所 属
委員長	環境リサイクル支援部長
副委員長	街づくり支援部長
委 員	芝地区総合支所まちづくり担当課長
委 員	麻布地区総合支所まちづくり担当課長
委 員	赤坂地区総合支所まちづくり担当課長
委 員	高輪地区総合支所まちづくり担当課長
委 員	芝浦港南地区総合支所まちづくり担当課長
委 員	街づくり支援部都市計画課長
委 員	街づくり支援部建築課長
委 員	街づくり支援部土木施設管理課長
委 員	街づくり支援部開発指導課長
委 員	街づくり支援部土木課長
委 員	街づくり支援部土木計画担当課長
委 員	環境リサイクル支援部環境課長
委 員	企画経営部企画課長
委 員	企画経営部施設課長
委 員	防災危機管理室防災課長
委 員	教育委員会事務局庶務課長
委 員	教育委員会事務局学校施設担当課長

②設置要綱

港区みどりの検討委員会設置要綱

平成23年3月29日
22港環環第2077号

(設置)

第1条 港区におけるみどりの保全、再生及び創出並びにその普及及び啓発に関する施策を総合的かつ効率的に進めるため、港区みどりの検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 港区におけるみどりの保全、再生及び創出並びにその普及及び啓発に関する施策の連絡及び調整に関すること。
- (2) 港区緑と水の総合計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、環境リサイクル支援部長をもって充て、検討委員会の会務を総括する。
- 3 副委員長は、街づくり支援部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して検討委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 検討委員会の円滑な運営を図るため、検討委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、環境リサイクル支援部環境課長をもって充て、副部会長及び部会員は、職員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第6条 検討委員会及び部会の庶務は、環境リサイクル支援部環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会及び部会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 港区緑化対策委員会設置要綱(昭和51年5月26日51港環境第25号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

芝地区総合支所まちづくり担当課長
麻布地区総合支所まちづくり担当課長
赤坂地区総合支所まちづくり担当課長
高輪地区総合支所まちづくり担当課長
芝浦港南地区総合支所まちづくり担当課長
街づくり支援部都市計画課長
街づくり支援部建築課長
街づくり支援部土木施設管理課長
街づくり支援部開発指導課長
街づくり支援部土木課長
街づくり支援部土木計画担当課長
環境リサイクル支援部環境課長
企画経営部企画課長
企画経営部施設課長
防災危機管理室防災課長
教育委員会事務局庶務課長
教育委員会事務局学校施設整備担当課長

4 参考になるウェブサイト

■ 生物多様性全般に関わる情報

港区生物多様性地域戦略 -生物多様性みなとプラン-	http://www.city.minato.tokyo.jp/ryokukasuishin/tayousei/strategy.html
環境省：生物多様性-Biodiversity-	http://www.biodic.go.jp/biodiversity/
環境省：海洋生物多様性保全戦略サイト	http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/index.html
農林水産省：生物多様性戦略	http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_senryaku/index.html
SATOYAMA イニシアティブ	http://satoyama-initiative.org/ja/
国連生物多様性の10年日本委員会	http://undb.jp/
にじゅうまるプロジェクト	http://bd20.jp/

■ まちづくりに関わる情報

都市における生物多様性とデザイン	http://www.jilac.jp/URBIO2010/ja/doku.php
------------------	---

■ 保全上重要な自然に関する情報

IUCN 日本委員会	http://www.iucn.jp/
重要野鳥生息地 (IBA)	http://www.wbsj.org/nature/hogo/others/iba/
フェアワイルド ～人と野生植物にフェアな世界基準～	http://www.trafficj.org/theme/medicinal/fairwild.html

■ 外来種に関する情報

環境省：日本の外来種対策	http://www.env.go.jp/nature/intro/
国立環境研究所：侵入生物データベース	http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/

■ 生物多様性と暮らし・仕事に関する情報

外務省：SDGs (持続可能な開発目標)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000779.html
環境省：環境ラベル等データベース	http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/
エコロジカル・フットプリント	http://www.wwf.or.jp/activities/2012/12/1106511.html
CEPA ジャパン	http://cepajapan.org/
生物多様性民間参画パートナーシップ	http://www.bd-partner.org/
生態系と生物多様性の経済学 (TEEB)	http://www.iges.or.jp/jp/news/topic/1103teeb.html
FSC ジャパン (FSC；森林管理協議会)	http://jp.fsc.org/jp-jp
持続可能な漁業で獲られた認証水産物 (MSC；海洋管理協議会)	http://www.msc.org/
みなと環境にやさしい事業者会議 (mecc)	http://mecc-minato.net/

■ 各種ガイドライン

生物多様性緑化ガイド (港区, 2016)	http://www.city.minato.tokyo.jp/ryokukasuishin/tayousei/ryokka_guide.html
植栽時における在来種選定ガイド ライン (東京都, 2014)	http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/nature/green/green_biodiv/ns_guidelines.html

5 用語解説

	用語	説明																		
あ	愛知目標	COP10 (生物多様性条約第 10 回締約国会議) で定められた 5 つの戦略目標と、その下に位置付けられる平成 27 (2015) 年又は平成 32 (2020) 年までの 20 の個別目標のことです。COP10 では、平成 23 (2011) 年以降の新たな世界目標である「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が採択されました。これは、平成 62 (2050) 年までの長期目標 (Vision) として「自然と共生する世界」の実現、平成 32 (2020) 年までの短期目標 (Mission) として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げています。あわせて、短期目標を達成するため、5 つの戦略目標と、その下に位置付けられる平成 27 (2015) 年又は平成 32 (2020) 年までの 20 の個別目標を定めています。この 20 の個別目標のことを「愛知目標」といいますが、慣例的に「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」全体を指すものとして使われています。																		
	あいゆーしーえぬ IUCN (国際自然保護 連合)	International Union for Conservation of Nature の略で、昭和 23 (1948) 年に世界的な協力関係のもと設立された、国家、政府機関、非政府機関で構成される国際的かつ世界最大の自然保護ネットワークです。約 1,200 の組織 (200 を超える政府・機関、900 を超える非政府機関) が会員となり、世界 160 カ国から約 11,000 人の科学者・専門家が、6 つの専門家委員会に所属し、生物多様性保全のための協力関係を築いています。																		
え	えすでいーじーず SDGs (持続可能な開発 目標)	<p>一般に、SDGs (Sustainable Development Goals) という略称で呼ばれます。平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2016) 年から平成 42 (2030) 年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための下記の下記の 17 の目標から構成されています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>目標 1 : 貧困をなくそう</td> <td>目標 10 : 人や国の不平等をなくそう</td> </tr> <tr> <td>目標 2 : 飢餓をゼロに</td> <td>目標 11 : 住み続けられるまちづくりを</td> </tr> <tr> <td>目標 3 : すべての人に健康と福祉を</td> <td>目標 12 : つくる責任つかう責任</td> </tr> <tr> <td>目標 4 : 質の高い教育をみんなに</td> <td>目標 13 : 気候変動に具体的な対策を</td> </tr> <tr> <td>目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう</td> <td>目標 14 : 海の豊かさを守ろう</td> </tr> <tr> <td>目標 6 : 安全な水とトイレを世界中に</td> <td>目標 15 : 陸の豊かさを守ろう</td> </tr> <tr> <td>目標 7 : エネルギーをみんなにそしてクリーンに</td> <td>目標 16 : 平和と公正をすべての人に</td> </tr> <tr> <td>目標 8 : 働きがいも経済成長も</td> <td>目標 17 : パートナリーシップで目標を達成しよう</td> </tr> <tr> <td>目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>私たちを取り巻く環境問題や貧困問題について、先進国・発展途上国を問わず全ての国が平成 42 (2030) 年までという明確な期限を定めて目標の達成をめざしています。また、国家だけでなく産官学の連携も示されています。</p>	目標 1 : 貧困をなくそう	目標 10 : 人や国の不平等をなくそう	目標 2 : 飢餓をゼロに	目標 11 : 住み続けられるまちづくりを	目標 3 : すべての人に健康と福祉を	目標 12 : つくる責任つかう責任	目標 4 : 質の高い教育をみんなに	目標 13 : 気候変動に具体的な対策を	目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう	目標 14 : 海の豊かさを守ろう	目標 6 : 安全な水とトイレを世界中に	目標 15 : 陸の豊かさを守ろう	目標 7 : エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標 16 : 平和と公正をすべての人に	目標 8 : 働きがいも経済成長も	目標 17 : パートナリーシップで目標を達成しよう	目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう	
目標 1 : 貧困をなくそう	目標 10 : 人や国の不平等をなくそう																			
目標 2 : 飢餓をゼロに	目標 11 : 住み続けられるまちづくりを																			
目標 3 : すべての人に健康と福祉を	目標 12 : つくる責任つかう責任																			
目標 4 : 質の高い教育をみんなに	目標 13 : 気候変動に具体的な対策を																			
目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう	目標 14 : 海の豊かさを守ろう																			
目標 6 : 安全な水とトイレを世界中に	目標 15 : 陸の豊かさを守ろう																			
目標 7 : エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標 16 : 平和と公正をすべての人に																			
目標 8 : 働きがいも経済成長も	目標 17 : パートナリーシップで目標を達成しよう																			
目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう																				

	用語	説明
え	えふえすしー FSC 認証	FSC (Forest Stewardship Council、森林管理協議会) は、木材を生産する世界の森林と、その森林から切り出された木材の流通や加工のプロセスを認証する国際機関です。その認証は、森林の環境保全に配慮し、地域社会の利益にかなない、経済的にも継続可能な形で生産された木材に与えられます。消費者がこの FSC マークが入った製品を買うことで、世界の森林保全を間接的に応援できる仕組みです。
	えむえすしー MSC 認証	MSC (Marine Stewardship Council、海洋管理協議会) は、世界の水産資源の維持・回復や海洋環境の保全をめざし、認証とエコラベルを通じて持続可能で適切に管理された漁業を推進している国際的な NPO です。その認証は、いつまでも魚を食べ続けることができるように、海洋の自然環境や水産資源を守って獲られた水産物 (シーフード) に与えられます。消費者がこの MSC マークのついた水産物を選ぶことで、世界の海洋保全を間接的に応援できる仕組みです。
か	外来種 (外来生物)	もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののことです。他の国から持ち込まれた生きものを国外外来種、日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた生きものを、国内外来種といいます。
	外来生物法 (特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的に作られた法律で、平成 17 (2005) 年 6 月 1 日に施行されました。
き	緊急対策外来種	生態系被害防止外来種リストを参照。(資-23)
こ	国連生物多様性の 10 年日本委員会	平成 23 (2011) 年～平成 32 (2020) 年の 10 年間で、「国連生物多様性の 10 年」と宣言しました。国連生物多様性の 10 年では、COP10 の各種決議事項を実施していくための平成 23 (2011) 年～平成 32 (2020) 年までの「生物多様性戦略計画」を、生物多様性条約事務局の支援のもと、国連機関や加盟国など国際社会が協力して実現することとしています。 これを受け、「愛知目標」の達成をめざし、国、地方公共団体、事業者、国民および民間の団体など、国内のあらゆる組織の参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取り組みを推進するため、平成 23 (2011) 年 9 月に国連生物多様性の 10 年日本委員会が設立されました。
	こっぷてん COP10	条約における締約国会議 (Conference of the Parties; COP) の 10 回目の会議の通称。生物多様性条約における第 10 回締約国会議 (COP10) は、「生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10)」を参照。(資-24)
さ	在来種	地域にもともといた生きもののことです。
し	持続可能な開発 目標 (SDGs)	「SDGs」を参照。(資-21)
	重点対策外来種	「生態系被害防止外来種リスト」を参照。(資-23)

	用語	説明
せ	生態系	ある地域に生息する全ての生物群集と、それを取り巻く土壌と水、大気、太陽光などの環境を包括した全体のことです。それぞれの要素が複雑に関係しあって成り立っています。
	生態系被害防止外来種リスト (我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト)	平成 22 (2010) 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で採択された愛知目標の達成に資するとともに、外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的として、環境省及び農林水産省により平成 27 (2015) 年に公表されました。侵略性が高く、生態系や人、農林水産業に被害を及ぼすおそれのある外来種、計 429 種類 (動物 229 種類、植物 200 種類) が掲載されています。国外由来の外来種だけでなく、国内由来の外来種も対象とされています。 定着が確認されていて、生態系等への被害のおそれがあるため、総合的に対策が必要な外来種 (総合対策外来種) のうち、下記の①～④のいずれかに該当することに加え、対策の実効性、実行可能性として⑤に該当する種を緊急対策外来種、下記の①～④のいずれかに該当する種を重点対策外来種といいます。
		<p>緊急対策外来種、重点対策外来種における対策の優先度の考え方：</p> <p>(被害の深刻度に関する基準)</p> <p>①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大</p> <p>②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い</p> <p>③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い</p> <p>④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす (対策の実効性、実行可能性)</p> <p>⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。</p>
	生物多様性基本法	地域における生物多様性の保全の必要性にかんがみ、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的としています。平成 22 (2010) 年に制定、平成 23 (2011) 年に施行されました。
生物多様性国家戦略	生物多様性条約第 6 条に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と、国のとるべき施策の方向を定めたものです。日本政府は平成 7 (1995) 年に「生物多様性国家戦略」を策定しました。その後、4 回の改訂を経て、平成 24 (2012) 年に、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定されています。	
生物多様性条約 (生物多様性に関する条約)	平成 4 (1992) 年にリオデジャネイロにおいて開催された地球サミットにおける主要な成果として採択された条約です。(1) 生物の多様性の保全、(2) 生物の多様性の持続可能な利用、(3) 遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分、の 3 つを目的としています。日本は、平成 5 (1993) 年に締結国になりました。	

	用語	説明
せ	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)	生物多様性条約締約国会議とは、生物多様性条約の加盟国が集まり、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する様々な課題について議論し、各種の国際的な枠組みを策定する定期的な会議のことです。第10回会議(COP10)は、平成22(2010)年に愛知県名古屋市で開催され、179の締約国、関連国際機関、NGO等から13,000人以上が参加し、わが国の松本環境大臣がCOP10の議長を務めました。遺伝資源へのアクセス、利益配分(ABS)に関する名古屋議定書及び平成23(2011)年以降の新戦略計画(愛知目標)が採択され、参加国からは、ホスト国としての取りまとめとその努力に対して高い評価が示されました。
	生物多様性地域連携促進法 (地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律)	地域における生物多様性の保全の必要性(地域における生物多様性が深刻な危機に直面していること、生物多様性は地域の自然的社会的状況に応じて保全されることが重要であること、生物多様性に関する社会的要請が増大していること)にかんがみ、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的として、平成22年12月10日に制定され、平成23年10月1日に施行されました。
	絶滅危惧種	様々な要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種・亜種を指します。環境省のレッドリストでは、絶滅危惧Ⅰ類(絶滅の危機に瀕している種)、絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危機が増大している種)に位置付けられたものが“絶滅のおそれのある種＝絶滅危惧種(Endangered Species)”とされています。
ち	地球サミット (環境と開発に関する国際連合会議)	平成4(1992)年、国際連合の主催により、ブラジルのリオデジャネイロで開催された、環境と開発をテーマとする首脳レベルでの国際会議です。「生物多様性」という言葉が国際的に広まる契機をつくったものとして大きな意義があります。また、別途協議が続けられていた「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」への署名が開始されました。
て	ていぶ TEEB (生態系と生物多様性の経済学)	The Economics of Ecosystem and Biodiversityの頭文字をとったもの。生態系サービス(生態系や生物多様性からの恵み)を経済的に評価し、可視化することで、生物多様性や生態系の価値を全ての人々が認識し、自らの意思決定や行動に反映させる社会をめざした、国連環境計画(UNEP)主導の国際的なプロジェクトです。TEEBでは、生物多様性や生態系サービスの価値を認識してから実際の保全につなげるまでのステップとして、生態系サービスの価値の認識、価値の可視化(経済価値評価)、価値の捕捉という3段階のアプローチを示しています。
と	特定外来生物	外来生物法によって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある国外外来種の中から指定された生きものです。飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止されます。生きているものに限られます。卵、種子、器官なども含まれます。
は	バラスト水	貨物船が空荷のとき、安定性を保つために船内に取り入れる水のことです。荷物を陸揚げして軽くなったときに、重しとして周囲の海水を積み込み、別の港で再び荷物を積み込むときに船外に排出されます。その際に、海水の中にいる生きものの卵やプランクトンが、他の海域に運ばれます。
み	緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～	生物多様性地域戦略に位置付けられるものとして、東京都が平成24(2012)年に策定しました。緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性をまとめています。

	用語	説明
み	港区環境基本計画	「港区基本計画」の環境分野の基本政策実現を図るための計画であり、環境関連計画のもっとも上位に位置付けられる計画として、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。また、区民、事業者等が、本計画のめざす環境像の実現に向けた行動の必要性を理解し、自ら積極的に行動していくことができるよう、港区環境基本条例第8条に基づく港区環境行動指針を含むものです。
	港区環境基本条例	環境への負荷の少ない、居住と都市活動とが調和した居住環境都市をつくりあげていくために、港区が平成10（1998）年に制定しました。
	港区基本計画・港区実施計画	基本計画は、基本構想に掲げる港区の将来像「やすらぎある世界都心・MINATO」の実現に向け、長期的展望に立って、区が取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにするとともに、年次的な事業計画によって、基本構想実現のための具体的な道筋を示すことを目的としています。 実施計画は、基本計画をどのように進めていくかを具体的に明らかにしたものです。年次計画を明確に示した事業計画化事業の前期分（3か年）を実施計画として位置付け、基本計画の中で示しています。
	港区地球温暖化対策地域推進計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までを計画期間として策定した計画です。 港区全体の二酸化炭素排出量を平成19～21（2007～2009）年度の平均を基準として、平成32（2020）年度においては、基準からマイナス6.8%の水準とし、中期的な目標として平成42（2030）年度には、基準に対しマイナス37%の水準として削減目標を掲げ、区、東京都及び国の施策により削減目標の水準を達成するよう、施策を推進します。
	港区緑と水の総合計画	緑と水を生かした良質な都市空間、居住環境の創出に向けた取組を推進するため、平成23（2011）年3月に策定した計画です。この計画では、緑と水について、めざす将来像を掲げるとともに、計画の方針と目標、また、今後区民や事業者との連携、協働を図りながら推進していく重点的な取組や施策を定めています。
	港区みどりを守る条例	港区におけるみどりの保全及び創出に関し、必要な事項を定めることにより、区民が豊かなみどりのもたらす恩恵を享受し、快適な生活を営むことができる環境の実現に資することを目的として、昭和49（1974）年に制定しました。
	港にぎわい公園づくり基本方針	年齢層に関係なく幅広い人々が利用できる「にぎわいのある公園」をめざし、区民との協働を基本とし、これまでにない魅力ある公園づくりを進めるため、公園の整備や利用に関する基本的な考え方と、中長期的に取り組むべき施策を明らかにした方針です。方針策定後9年が経過し、社会状況の変化や東日本大震災の教訓等、公園の管理や利用にも大きな変化が見られたことから、平成28（2016）年3月に改定しました。
よ	要注意外来生物	特定外来生物のように、飼養等の規制が法的に課されるものではありませんが、生態系に悪影響を及ぼしうることから、環境省によって、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力をお願いするために選定された外来生物です。生態系被害防止外来種リストの策定により、平成27（2015）年3月に発展的に解消されました。

	用語	説明
れ	レッドリスト	<p>国際自然保護連合（IUCN）が作成した、絶滅のおそれのある野生生物のリストのことです。日本では、環境省が全国を対象とした環境省レッドリストを公表しているほか、都道府県などの自治体でもそれぞれの地域を対象としたレッドリストが作成されており、東京都では都内を対象とした東京都レッドリストが公表されています。掲載されている生物について、法令等の規制はありませんが、野生生物の保全における基礎資料として活用されています。</p>

索引

	用語	よみ	ページ	
あ	愛知目標	あいちもくひょう	4,5,6,76,77,資-21,資-22,資-23	
	麻布図書館	あざぶとしょかん	71,78,79,資-12	
	味の素食の文化センター	あじのもとしょくのぶんかせんたー	資-12	
	アマモ場	あまもば	24,57	
	遺伝的攪乱	いでんてきかくらん	26	
	雨水浸透施設	うすいしんとうしせつ	64,65	
	雨水流出抑制施設	うすいりゅうしゅつよくせいしせつ	64	
	運河学習	うんががくしゅう	資-8	
	エコトーン	えことーん	25,56	
	エコプラザ	えこぷらざ	1,22,25,61,71,74,78,79,資-12	
	エコライフ・フェア MINATO	えこらいふ・ふえあみなと	66,資-8	
	エコラベル	えこらべる	14,21,48,49,資-22	
	エコリーフ環境ラベル	えこリーふかんきょうらべる	21	
	エコロジカルネットワーク	えころじかるねつとわーく	35,37, 52,53,77,84	
	オール東京62市区町村 共同事業	おーるとうきょうろくじゅうにしくちょうそん きょうどうじぎょう	76,77	
	お台場ふるさとの海づくり事業	おたいばふるさとのうみづくりじぎょう	24,42,資-8	
	お肉の情報館	おにくのじょうほうかん	資-12	
	か	外来種（外来生物）	がいらいしゅ（がいらいせいぶつ）	9,16,17,19,20,25,26,27,32,36,38, 61,66,67,77,資-20,資-22, 資-23,資-24,資-25
		外来種被害予防三原則	がいらいしゅひがいよぼうさんげんそく	26
外来種勉強会		がいらいしゅべんきょうかい	9,66,67	
外来生物法		がいらいせいぶつほう	資-5,資-22,資-24	
亀塚公園ビオトープ		かめづかこうえんぴおとーぷ	69,資-10	
カルガモの人工巣		かるがものじんこうす	資-10	
環境ラベル等データベース		かんきょうらべるとうでーたべーす	21,資-20	
気候変動枠組条約		きこうへんどうわくぐみじょうやく	資-24	
郷土歴史館		きょうどれきしかん	資-12	
緊急対策外来種		きんきゅうたいさくがいらいしゅ	資-5,資-22,資-23	
国連生物多様性の10年		こくれんせいぶつたようせいのじゅうねん	49,資-11,資-20,資-22	
さ		在来種	ざいらいしゅ	23,26,36,54,55,66,73,77,資-22
		サプライチェーン	さぶらいちえーん	31
		自然教育園	しぜんきょういくえん	58,70,71,74,75,資-3,資-4,資-12
		持続可能な開発のための 2030アジェンダ	じぞくかのうなかいはつのための にせんさんじゅうあじえんだ	51,資-21
	実質浸透域	じっしつしんとういき	64	

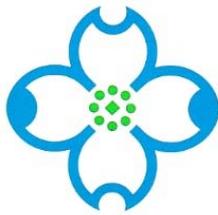
	用語	よみ	ページ
さ	芝浦公園の田んぼ	しばうらこうえんのたんぼ	42,43,資-8
	重点対策外来種	じゅうてんたいさくがいらいしゅ	資-5,資-22,資-23
	植栽時における在来種選定ガイドライン	しょくさいじにおけるざいらいしゅせんていがいどらいん	55,資-20
	生態系	せいたいけい	1,2,26,36,38,44,64,66,67,68,資-22,資-23,資-24,資-25
	生態系サービス	せいたいけいサービス	1,資-24
	生態系被害防止外来種リスト (我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト)	せいたいけいひがいぼうしがいらいしゅりすと (わがくにのせいたいけいとうにひがいを およぼすおそれのあるがいらいしゅりすと)	資-5,資-22,資-23,資-25
	生物多様性基本法	せいぶつたようせいきほんほう	3,4,6,資-15,資-23
	生物多様性国家戦略	せいぶつたようせいこつかせんりやく	3,4,6, 資-23
	生物多様性自治体ネットワーク	せいぶつたようせいじちたいねっとわーく	76,77,資-11
	生物多様性条約	せいぶつたようせいじょうやく	1,資-21,資-22,資-23,資-24
	生物多様性スポット	せいぶつたようせいすぽっと	70,71
	生物多様性地域連携促進法	せいぶつたようせいちいきれんけいそくしんほう	6, 資-24
	生物多様性みなとネットワーク	せいぶつたようせいみなとねっとわーく	9,27,51,75,80,81,82,83,84,86,87,資-11,資-14
	生物多様性みなとフォーラム	せいぶつたようせいみなとふおーらむ	9,74,75,81,83,86
	生物多様性緑化ガイド	せいぶつたようせいりよくかがいど	9,37,45,52,53,55,資-20
	絶滅危惧種	ぜつめつきぐしゅ	32,資-5,資-23,資-24
た	知生(ちい)き人養成プロジェクト	ちいきじんようせいぷろじえくと	81,資-11
	地球サミット(環境と開発に関する国際連合会議)	ちきゅうさみっと(かんきょうとかいはつにかんするこくさいれんごうかいぎ)	資-23
	天然記念物	てんねんきねんぶつ	58,59
	東京湾岸自治体環境保全会議	とうきょうわんがんじちたいかんきょうほぜんかいぎ	76,77
	東洋医学資料展示室	とうよういがくしりょうてんじしつ	資-12
	特定外来生物	とくていがいらいせいぶつ	資-5,資-22,資-24,資-25
	特定植物群落	とくていしょくぶつぐんらく	58,59
	鳥の島	とりのしま	69,資-10
な	夏の虫調査隊	なつのむしちょうさたい	68,69
	にじゅうまるプロジェクト	にじゅうまるぷろじえくと	76,77,資-20
は	バラスト水	ばらすとすい	26,資-24
	ビオトープ	びおとーぷ	22,23,25,27,38,45,46,47,62,63,69,79,81,資-3,資-6,資-7,資-10
	ビオトープ管理の手引き	びおとーぷかんりのてびき	9,46,47,62,63
	保護樹木	ほごじゅもく	資-10

	用語	よみ	ページ
は	保護樹林	ほごじゅりん	58,59,資-10
ま	マリンサイエンスミュージアム	まりんさいえんすみゅーじあむ	資-12
	緑施策の新展開	みどりせさくのしんてんかい	6,資-24
	緑のカーテンプロジェクト	みどりのかーてんぷろじえくと	資-9
	緑の情報連絡会	みどりのじょうほうれんらくかい	76,77
	みなと環境アプリ	みなとかんきょうあぷり	41,54,55,68,69,71,72
	みなと環境にやさしい事業者 会議 (m e c c)	みなとかんきょうにやさしいじぎょうしゃ かいぎ (めつく)	9,10,13,14,18,19,74,83,資-11, 資-14,資-20
	港区アドプト・プログラム	みなとくあどぷと・ぷろぐらむ	81,資-11
	港区一般廃棄物処理基本計画	みなとくいつぱんはいきぶつしよりにきほん けいかく	6
	港区環境基本計画	みなとくかんきょうきほんけいかく	6,46,74,資-25
	港区環境基本条例	みなとくかんきょうきほんじょうれい	6,資-25
	港区環境率先実行計画	みなとくかんきょうそつせんじつこう けいかく	6
	港区基本計画	みなとくきほんけいかく	4,5,6, 46, 74,資-25
	港区基本構想	みなとくきほんこうそう	6
	港区実施計画	みなとくじっしけいかく	資-25
	港区生物現況調査	みなとくせいぶつげんきょうちようさ	26,41,60,61,68,69,84,資-4,資-5, 資-10
	港区地球温暖化対策地域 推進計画	みなとくちきゅうおんだんかたいさくちいき すいしんけいかく	6,資-25
	港区のみどりと生きもの 2010	みなとくのみどりといきもの にせんじゅう	41,61
	港区まちづくりマスター プラン	みなとくまちづくりますたー ぷらん	6
	港区緑と生きもの観察会・ 調査会	みなとくみどりといきものかんさつかい・ ちようさかい	9,41,42,資-10
	港区緑と水の総合計画	みなとくみどりとみずのそうごうけいかく	6,44,45,58,59,64,65,69,資-15, 資-18,資-25
	港区みどりの活動員制度	みなとくみどりのかつどういんせいど	9,27,80,81
	港区みどりの実態調査	みなとくみどりのじつたいちようさ	41,61,68,69,資-1,資-2
	港区みどりの街づくり賞	みなとくみどりのまちづくりしょう	52,53,資-10
	港区みどりを守る条例	みなとくみどりをまもるじょうれい	4,6,資-15,資-25
	みなと区民の森	みなとくみんのもり	43,資-8
	港にぎわい公園づくり 基本方針	みなとにぎわいこうえんづくり きほんほうしん	45,資-25
	みんなと3R活動	みんなとすりーあーるかつどう	資-9

	用語	よみ	ページ
ま	みなとモデル二酸化炭素 固定認証制度	みなともでるにさんかたんそ こていにんしょうせいど	資-9
	みなと森と水会議	みなともりとみずかいぎ	資-11
	みなと森と水ネットワーク 会議	みなともりとみずねつとわーく かいぎ	76,77
や	要注意外来生物	ようちゅういがいらいせいぶつ	資-25
ら	緑化計画書制度	りよくかけいかくしょせいど	52,53
	レインフォレスト・アライア ンス認証	れいんふおれすと・あらいあ んすにんしょう	21
	レッドリスト	れっどりすと	資-4,資-5,資-24,資-26
英 字	COP10	こっぷてん	資-21,資-22,資-23,資-24
	FSC認証	えふえすしーにんしょう	14,21,27,48,49,資-20,資-22
	IUCN (国際自然保護連合)	あいゆーしーえぬ (こくさいしぜんほごれんごう)	76,資-20,資-21,資-26
	MSC認証	えむえすしーにんしょう	14,21,27,48,49,資-20,資-22
	MY 行動宣言	まいこうどうせんげん	48,49
	SDGs (持続可能な開発目標)	えすでいーじーず (じぞくかのうなかいはつもくひょう)	51,資-20,資-21,資-22
	TEEB (生態系と生物多様 性の経済学)	ていーぶ (せいたいけいせいぶつたよう せいのけいざいがく)	資-20,資-24

太字は、用語の説明があるページを示しています。

区の木

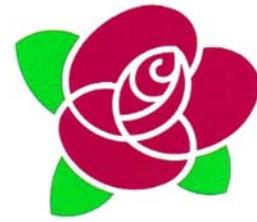


ハナミズキ

区の花



アジサイ



バラ

港区のマーク



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。
旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

写真説明

表紙

①	②	③				
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	
⑳	㉑		㉒	㉓		
	㉔	㉕	㉖	㉗		

裏表紙

㉘					

- ①ハナミズキ
- ②アジサイとミスジマイマイ
- ③バラ
- ④クロダハゼ
- ⑤メジロとカキノキ
- ⑥ヒヨドリジョウゴ
- ⑦カルガモの親子
- ⑧オニヤンマ
- ⑨アブラコウモリ
- ⑩アブラゼミの羽化
- ⑪ヒガシニホントカゲ
- ⑫ハマヒルガオ
- ⑬ツマグロヒョウモン
- ⑭有栖川宮記念公園の紅葉
- ⑮ニホンウナギ
- ⑯ユリカモメ
- ⑰キムネクマバチ
- ⑱アズマヒキガエル
- ⑲カワセミ
- ⑳芝浦公園の田んぼ
- ㉑お台場からの眺望
- ㉒アオダイショウ
- ㉓ハリガネオチバタケ
- ㉔カントウタンポポ
- ㉕オカダンゴムシ
- ㉖コムラサキ
- ㉗アサリ
- ㉘六本木からの眺望

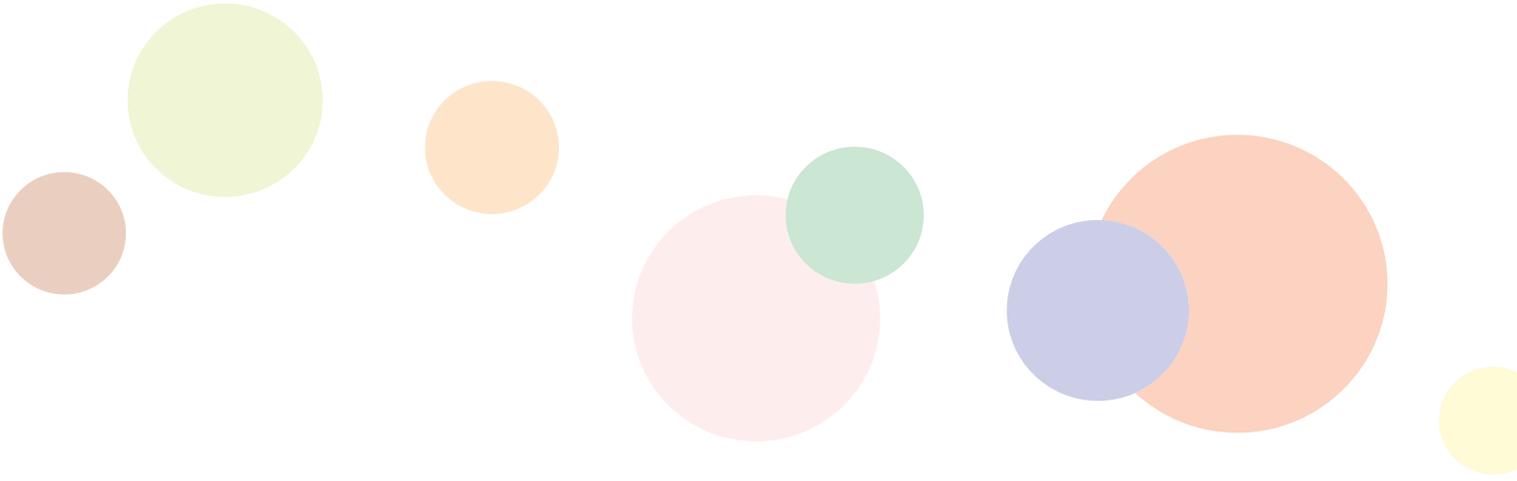
刊行物発行番号 29325-5611

港区生物多様性地域戦略

－生物多様性みなとプラン－
平成30年度～平成32年度（2018年度～2020年度）

平成30年（2018年）3月発行

発行・編集：港区 環境リサイクル支援部 環境課
港区芝公園一丁目5番地25号 電話 3578-2111（代表）



まちの活気と生きものが共存して、
生物多様性の恵みに感謝し、
笑顔があふれているまち・みなと



港区

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25

TEL 03-3578-2111 (代)

<http://www.city.minato.tokyo.jp>